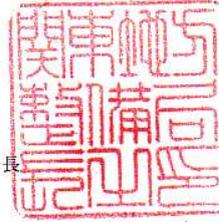


行政文書開示決定通知書



嶋津 暉之 様

関東地方整備局長

令和3年8月12日付けで請求され、令和3年8月13日付けで受理しました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

〔行政文書名〕

ハッ場ダム事業に伴う東京電力（株）の各発電所の減電に対する費用負担に関する契約書、減電補償額の根拠を示す資料の一式

〔請求文書名〕

ハッ場ダム事業に伴う東京電力（株）の各発電所の減電に対する費用負担に関する契約書と、その減電補償額の根拠を示す資料の一式

2 不開示とした部分とその理由

上記行政文書における下記項目については、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するので、当該情報が記録されている部分を開示しなかった。

費用負担に関する契約書のうち

①「契約金額」、②「契約締結日」、③甲の「印影」

減電補償額の根拠を示す資料の一式のうち

①「協議額」、②「協議の予定期日」、③費用負担額に係る【別添1】から【別添5】

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- * また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

（実施の方法）写しの交付（CD-R）

なお希望された開示の実施方法と異なる方法を希望される場合は開示手数料が変動することがありますので開示の実施方法の申出をする前に あらかじめ関東地方整備局情報公開室までご連絡ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 （算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料※
A4判文書 15 枚	すべて電子化しCD-Rに複製したものの交付	CD-R1枚につき100円に用紙1枚ごとに10円を加えた額	250円	0円

※開示実施手数料…「開示の実施方法等申出書」に貼付する収入印紙の額
（行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額－控除額300円）

請求者が写しの交付（CD-R、DVD-R）にて自身の複数の請求案件について同時に開示の実施の申出を行う場合は、案件毎ではなくCD-R等に開示文書をまとめて開示の実施を受けることができます。その場合は、改めて額の算定を行うので、「開示の実施方法等申出書」を提出する前にあらかじめお問い合わせ下さい。

(2) 開示を実施することができる日時、場所

「開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後から2ヶ月後まで（土・日・祝祭日を除く）

の9：30から11：45、13：00から16：45まで

場所：関東地方整備局情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込み額）： 140円（CD-R1枚の場合）

* 関東地方整備局情報公開室

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL 048-601-3151 内線2026、2027、2028

※開示の実施方法等の申し出は、この通知を受けた日から30日以内に行ってください。